

令和8年度会計年度任用職員の登録申込について

登録申込者の中から必要に応じて選考を行い任用します。なお、登録名簿登載期間中（令和9年3月31日まで）に必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項に規定される一般職の非常勤職員であり、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）以内の任期で任用します。

1週間の勤務時間により、フルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム」）とパートタイム会計年度任用職員（以下「パートタイム」）に区分されます。1週間の勤務時間が常勤職員と同じ38時間45分の場合はフルタイム、38時間45分未満の場合はパートタイムとなります。

1. 登録申込方法

- ・郵送（当日消印有効）
- ・Eメール（shokuin@city.kisarazu.lg.jp宛）
- ・窓口（総務部職員課）に持参

2. 提出書類

- ・会計年度任用職員登録申込書
- ・採用結果の返信用封筒（長形3号・110円切手貼付）Eメールでお申込みの場合は面接当日にお持ちください。
- ・資格を証する書類の写し（資格を要する職種のみ）

【会計年度任用職員登録申込書について】

- ・記入例を参照し、記入漏れのないようお願いします。

3. 優先受付期間

令和7年12月8日（月）まで（郵送の場合当日消印有効）

※優先受付期間を過ぎた場合でも登録申込は可能ですが、令和8年4月からの任用者の選考については、期間内の登録者から優先して行います

令和8年度会計年度任用職員の登録申込について

4. 登録名簿登載期間

名簿登載日から令和9年3月31日まで

※上記期間内に名簿からの削除を希望する場合は、総務部職員課へご連絡ください。

5. 応募資格

応募職種の必要資格等を満たす方（※募集一覧表を参照）で、以下のいずれにも該当しない方

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 木更津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 採用までの流れ

- (1) 登録申込書の提出
- (2) 面接試験
- (3) 採用（面接試験の合格者）

7. その他

(1) 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。

(2) 提出書類は一切お返しいたしません。

(3) 令和8年度任用者の選考は、優先受付期間内に登録申込書を提出された方から行います。優先受付期間終了後も、会計年度任用職員の登録は継続して随時受付しますので、書類を持参、Eメール又は郵送で提出してください。

令和8年度会計年度任用職員の登録申込について

(4) 登録申込書に記入された希望部署以外からも選考に関する連絡を行う可能性がありますのでご了承ください。

(5) 任用は全て条件付のものとし、任用後1ヶ月間（1ヶ月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

(6) 令和6年度から、人事評価を実施しています。

<給料・報酬>

※地方公務員法第24条第2項の規定により、地方公務員の給与は国家公務員に準拠することが求められています。会計年度任用職員も同様ですので、人事院勧告に基づき、任期途中で勤務条件、給与額及び期末手当支給率等が改正される場合があります。

募集一覧表内の金額は、初任給での表記になっています。再任用時（2年目以降）には、木更津市での会計年度任用職員としての勤務経験により号給が加算されることになります。

<地域手当>

フルタイムの方には、給料月額に4%を乗じた額の地域手当が支給されます。
なお、パートタイムの方については報酬の水準に地域手当を加味しています。

<通勤手当>

片道2.0km未満及び徒歩通勤は支給されませんのでご注意ください。

<諸手当>

時間外勤務手当や休日勤務手当等、勤務実績により支給する手当（相当報酬を含む）は、勤務した月の翌月21日に振込となります。

<期末勤勉手当>

令和8年度会計年度任用職員の登録申込について

期末手当の支給は、フルタイム・パートタイムとも、6月15日及び12月5日に本人名義の金融機関口座へ振込となります。なお、期末手当は一定の勤務条件を満たした場合に限り支給されます。

<休暇制度>

採用時に、任用期間や勤務時間に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

<保険関係>

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、退職手当制度及び雇用保険法に定めるところにより、加入要件を満たす場合にはそれぞれ加入することとなります。

※社会保険について

加入となる要件は以下のとおりとなります。要件を満たさない場合等は非加入となる可能性がありますのでご注意ください。

○社会保険適用要件

下記の(1)～(4)をすべて満たす者

- (1) 週20時間以上勤務
- (2) 2ヶ月超えの雇用の見込み
- (3) 月額が8.8万円以上
- (4) 学生でないこと

(1)希望する職の業務内容等に関する問合せ

募集一覧表に記載のある各担当部署へ直接お問い合わせください。

(2)書類提出先および会計年度任用職員制度全般に関する問合せ

〒292-8501 千葉県木更津市富士見1-2-1
木更津市役所駅前庁舎（スパークルシティ木更津8階）
木更津市役所 総務部職員課人事研修係
TEL：直通 0438-23-7467／内線 145 FAX：0438-25-1351